

発展の権利宣言 30 周年に向けた共同声明

2016/12/02

国連人権高等弁務官事務所

12 月 4 日の発展の権利宣言 30 周年に向けて、16 の特別手続担当者と作業部会が共同声明を発表した。内容は以下のとおり。新たな確約と資金なくしては、「持続可能な開発目標」を 2030 年までに達成することはできない。これまでのところ発展の恩恵は世界に公平に分配されていない。多くの人々が食糧・水・衛生・健康・教育・住居・ジェンダー平等の基本的権利を享受することができず、社会権・文化権を奪われている。進歩は不十分で不平等である。極度の貧困と拡大する不平等は、危機や紛争を煽る原因となっている。変化をもたらす真のパートナーシップを築くには、人権に基づいた発展のための国内的・国際的取組みのあらゆる要素において、透明性・効果的参加・説明責任の確保が不可欠である。発展の権利の障壁を除去するために、世界的な金融・ガバナンス・腐敗の問題に取り組むことを求めたい。

人権理事会 来年度の議長団を選出

2016/12/05

国連人権高等弁務官事務所

人権理事会は運営会合を開き、来年度の議長団を選出した。選出されたのは、議長は Joaquín Alexander Maza Martelli さん(エルサルバドル)、副議長は Moayed Saleh さん(イラク)、Amr Ahmed Ramadan さん(エジプト)、Shalva Tsiskarashvili さん(ジョージア)、Valentin Zellweger さん(スイス)である。彼らはいずれも、自国の国連欧州本部駐在大使である。議長団の任期は、来年1月1日から12月31日である。今日の会合ではまた、第34会期(2017年2月27日～3月24日)で行われるハイレベル・パネルのテーマが決定され、「人権促進のための対話・国際協力の強化を通じての、平和構築への人権の貢献」とすることとなった。なお、10月28日の国連総会では、人権理事会の47理事国のうち、日本を含む14の新理事国が選出された。新理事国は今年末で任期を終える国々に代わり、来年1月1日から3年間の任務に就く。

人権デーに向けて 高等弁務官が声明

2016/12/08

国連人権高等弁務官事務所

12月10日の人権デーに向けて、ゼイド人権高等弁務官が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。国際人権基準への前例のない圧力が、第2次世界大戦後の人権保護制度の崩壊という危機をもたらしている。人権高等弁務官事務所は、「今こそ誰かの権利のために立ち上がろう」というキャンペーンを始める予定である。世界の平和を維持するために極めて重要な価値を、国際機関や政府だけに委ねておくことはできない。尊重と寛容のために立ち上がり、世界を脅かしている暴力と憎悪を押し返すことは、女性・男性・子どもの誰もができることである。差別が存在するいかなる所でも、われわれは進み出て、恐怖や虐待を受けずに生活する他者の権利保護を手助けすることができるはずである。地域の行動が権利保護の世界的動きにつながるのであり、その始まりを作るのは無数の個人と、そうした個人の行動に刺激を受けた指導者である。

人種差別撤廃委員会第 91 会期閉幕

2016/12/09

国連人権高等弁務官事務所

人種差別撤廃委員会第 91 会期が閉幕した。今日の会合では、人種差別撤廃条約の実施状況に関するアルゼンチン、ウルグアイ、トーゴ、ポルトガル、トルクメニスタン、イタリアの報告書に関する最終見解と勧告が採択された。今会期中には、この 6 カ国の審査のほか、「人種差別終焉のための協力」と題する市民社会との協議が行われ、人種差別に対する闘いにおける様々な役割について理解が深められた。さらに、早期警戒緊急行動手続の下での複数の事案、個人通報 1 件の検討も行われた。委員長は、条約 1 条の規定に従って、現在の世界における人種差別が特定・理解されなければならないこと、委員会が対処する問題の複雑性と重層差別の分野横断性への理解が不可欠であることを強調した。第 92 会期は 2017 年 4 月 24 日～5 月 12 日に開かれ、アルメニア、ブルガリア、キプロス、フィンランド、ケニア、モルドバの報告書の審査が行われる予定である。

人権デーに向けた共同声明

2016/12/09

国連人権高等弁務官事務所

12月10日の人権デーに向けて、76人の特別手続担当者と作業部会委員が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。第2次世界大戦後の国際社会の最大の成果は、国際人権制度が構築されたことである。しかしながら現在、世界の多くの地域で人権の概念そのものがますます激しい攻撃を受けている。ポピュリズム、国粋主義、伝統主義、差別、ヘイトスピーチ、マイノリティに対する暴力、不平等、大規模監視などの人権に対する攻撃が存在し、市民社会の活動は縮小され、国際条約が非難されている。基本的人権価値を否定し、確立された基準から後退し、国際人権機関を弱体化させるような世界は、安全とはいえ、破壊的紛争を引き起こしやすく、膨大な数の人々の権利を保護することができないと認識するよう、各国政府に求める。これまでの多大な成果を守り前進させるには、われわれ全てが立ち上がり重視される必要があり、今年の人権デーはそのための転換点である。

障害者権利条約 10 周年 人権専門家が声明

2016/12/13

国連人権高等弁務官事務所

障害者権利条約採択 10 周年に際して、障害者の権利に関する特別報告者が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。世界には約 10 億人の大人の障害者と、少なくとも 9,300 万人の子どもの障害者が存在するが、その多くが周縁化・排除されている。彼らの完全な権利を実現するために緊急の行動が必要である。条約のおかげで障害者の誰もが権利を主張することができるようになったが、今こそ権利主張が生活の大幅な改善と具体的な変化につながるよう確保することが不可欠である。多くの国が公共政策と社会的保障制度を通じて障害者を保護すると宣言した。しかし多くの場合、開かれた労働市場への参加を妨げるような施設入所や社会保障など、そうした制度が排除と制限的な参加を助長している。それらの国々は建前上は行動すると決意したかもしれないが、今なお包容・非差別・合理的配慮・支援サービスなど基本的問題に取り組んでいる段階にあるにすぎない。

国際移住者デーに向けて人権専門家が共同声明

2016/12/14

国連人権高等弁務官事務所

12月18日の国際移住者デーに向けて、移住者に関する特別報告者、移住労働者権利委員会と子どもの権利委員会の各委員長、恣意的抑留作業部会議長が共同声明を発表した。主な内容は以下のとおり。100以上の国々で日々多くの子どもの移住者が抑留されている。繰り返し述べてきたように、移住者の抑留は決して子どもの最善の利益にはならず、子どもの権利の明白な侵害である。各国はそうした抑留を法律で禁止し、迅速・完全に廃止し、子どもの次の生活段階に適した代替措置をとるべきである。同伴者のいない子どもについては、移住当局ではなく子どもの保護機関に委ね、直ちに有資格で適切な訓練を受けた後見人を任命すべきである。代替措置を適用する際には、教育・健康・生活水準・休息・余暇・遊びなどの権利を尊重しなければならない。子ども・若者の保護と家族の統合の原則は国境保護より重要であり、各国はこれを明確に優先する必要がある。

強制失踪作業部会が強制失踪委員会の任期延長を歓迎

2016/12/20

国連人権高等弁務官事務所

強制失踪条約締約国会議が 12 月 19 日、強制失踪委員会の任期延長を決定した。強制失踪作業部会はこの決定を歓迎し、次のような声明を発表した。主な内容は以下のとおり。強制失踪委員会は、設立されてから 6 年間しか経っておらず、その活動期間は短いながらも成果は多く、強制失踪に対する国際社会の対応に貢献し、各国の政策改善を支援してきた。委員会と作業部会が、それぞれの任務に従って強制失踪の防止・撲滅努力を強化するために、密接な連携を続けることが極めて重要である。強制失踪撲滅のための前途は長く平坦な道ではない。強制失踪条約とその実施を監視する委員会の活動を確固として支援することが、各国が強制失踪を終わらせるとの確約を再確認する上で重要なステップである。